

箕輪町若者活躍応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者活躍による元気あふれるまちづくりを推進するため、若者の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動を行う団体等に対し、箕輪町若者活躍応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「若者」とは、年度年齢15歳から39歳以下の者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 複数の箕輪町民を含む5人以上で構成する団体で、町内で活動し、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体（以下「団体」という。）
- (2) 代表者は、箕輪町内に在住する18歳以上であること。
- (3) 団体の構成員の過半数が若者であること。
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が含まれていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が実施する活動で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象団体自らが企画し、実施するものであること。
- (2) 若者の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動であること。
- (3) 若者の参加機会の充実及び参加意識の高揚を図るものであること。

2 前項に規定する事業の実施に当たっては、参加者から必要な費用を実費として徴収することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、対象としない。

- (1) 同一年度において、国、地方自治体又は民間助成団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けている（予定しているものを含む。）事業
- (2) 事業のおおむねの効果が、特定の個人又は団体に帰属するもの
- (3) その他町長が適当でないと思えたもの

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業に係るものとし、補助金の額は、原則20万円を上限として予算の範囲内で補助するものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は1回限りとし、補助事業に対して補助金を受けられる期間は、通算して原則3年を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者（以下「申請者」とい

う。)は、箕輪町若者活躍応援事業補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 企画提案書
- (2) 団体に関する概要書及び団体の構成員名簿
- (3) 事業収支予算書
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、事業を完了した日から1月を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、箕輪町若者活躍応援事業補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書などの支出証拠書類(写し)
- (2) 事業の実施状況を証する写真及び資料
- (3) 成果報告書
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに箕輪町若者活躍応援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、補助金の一部又は全額を概算払により支払うことができる。
- 3 町長は、前項の規定による補助金交付(概算払)請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

様式第1号（第6条関係）

箕輪町若者活躍応援事業補助金交付申請書

年 月 日

箕輪町長

住 所
団体名
代表者氏名
電話番号

箕輪町若者活躍応援事業補助金の交付を受けたいので、当該事業の企画を下記のとおり提案します。また、採用された後は、この企画に基づき事業を実施しますので、次のとおり箕輪町若者活躍応援事業補助金を交付されるよう申請します。

1 事業名

2 交付申請額 _____ 円

3 事業企画

様式第2号（第8条関係）

箕輪町若者活躍応援事業補助金事業実績報告書

年 月 日

箕輪町長

住所
団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付、第 号で交付決定のあった 年度箕輪町若者活躍応援事業補助金事業を下記のとおり実施しました。

記

- 1 事業名 _____
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 交付金充当額 _____ 円

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者職氏名

審査結果の意見

箕輪町若者活躍応援事業補助金（概算払）請求書

年 月 日

箕輪町長

申込者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付、第 号で決定（確定）のあった箕輪町若者活躍応援事業補助金について、下記のとおり交付してください。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定（確定）額 _____ 円
- 3 既受領額 _____ 円
- 4 今回請求額 _____ 円
- 5 振込先（この情報は、上記の事務以外には、使用いたしません。）